

一般社団法人日本パラフェンシング協会
日本代表ユニフォーム規程

(目的)

第1条 この規程の目的は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）の日本代表選手規程第7条第1項第2号に定めるパラフェンシング日本代表ユニフォームの着用及び取り扱いに関する事項を定めることである。

(日本代表ユニフォームの定義)

第2条 日本代表ユニフォーム（以下「公式ユニフォーム」という）とは、国際車いす・切断障がい者スポーツ連盟（IWAS）が公認し、日本代表として使用することが認められた車いすフェンシング競技で着用あるいは使用する全ての物品の総称である。

(公式ユニフォームの着用と取り扱いについて)

第3条

- (1) 強化指定選手及び日本代表選手並びにスタッフは、その自覚と誇りを持って公式ユニフォームを着用すること。
- (2) 原則として、強化指定選手及び日本代表選手並びにスタッフは、協会が派遣する大会や主催する事業において公式ユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 強化指定選手及び日本代表選手並びにスタッフは、上記以外で公式ユニフォームを着用する場合、必ず事前に強化委員長の許可を取らなければならない。
- (4) 強化指定選手及び日本代表選手並びにスタッフは、公式ユニフォームを紛失、盗難又は破損した場合、速やかに協会へその旨を知らせなければならない。
- (5) 強化指定選手及び日本代表選手並びにスタッフは、支給された公式ユニフォームを常に清潔に保つように心掛けなければならない。
- (6) 強化指定選手及び日本代表選手並びにスタッフが、以下の各事項を行うことは禁止する。
 - (6-1) 公式ユニフォームを売却すること。
 - (6-2) 公式ユニフォームを無断で第三者に譲渡、貸与すること。
 - (6-3) 協会が承諾する以外の商標及びマーク等を、公式ユニフォームにつけること。
 - (6-4) 強化委員長の事前許可なく第三者の商業目的の宣伝活動に公式ユニフォームを着用して出演すること。
 - (6-5) 公式ユニフォームそのものや公式ユニフォームに関する画像をインターネット上やその他のメディアに強化委員長の事前許可なく掲示すること。

(本規程に定めのない事項について)

第4条 その他、本規程に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

附則 この規程は、令和4年4月1日より適用する。